

2024年4月1日
株式会社日本政策金融公庫

**令和6年能登半島地震に伴う石川県内に事業所を有する事業者の皆さまに
対する新型コロナ対策資本金性劣後ローン等の特例措置について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、本日(4月1日)より、令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、新型コロナ対策資本金性劣後ローン等の特例措置の取扱いを開始します。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特例措置の内容】

対象者	<p>令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた石川県内の市町の区域に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた方(注1)、または同災害に伴う停電等(注2)により、在庫品若しくは生産・営業設備に直接の被害を受けた方</p> <p>(注1)被害証明書等を市町村長その他相当な機関から受けた方をいいます。 (注2)断水等のインフラ断絶を含みます。</p>
具体的な措置内容	<p>新型コロナ対策資本金性劣後ローン等(注3)の利率について、直近決算の業績によらず、「税引後当期純利益額0円未満」に対応する利率(年利0.5%)を適用します。(注4)</p> <p>(注3)「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」及び「生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」をいいます。 (注4)令和5年8月1日から令和6年12月31日までに利率変更日を迎えるものに限ります。なお、利率変更日を迎えた後に対象者であることが判明した場合は、本特例措置を遡及適用します。</p>

(参考)新型コロナ対策資本金性劣後ローン等の概要については日本公庫ホームページにてご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」について

URL : https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shihonseiretsugo_t.html

「生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」について

URL : https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shihonseiretsugo_seiei_m.html